

質量標準管理マニュアルの手引き

実用基準分銅を使用する場合は、日本産業規格 B 7611-2「非自動はかり—性能要件及び試験方法—第 2 部取引又は証明用」附属書 JC「実用基準分銅の管理方法」JC.1 の規定により、その調整方法、管理方法等について「質量標準管理マニュアル」を作成し、知事の承認を受ける必要があります。

「質量標準管理マニュアル」の届出等の手続きについては、以下のとおりです。

< 1 承認申請の手続き >

質量標準管理マニュアルの承認申請にあたっては、次の書類を提出してください。

(2 部提出。承認後 1 部返還します。)

- ① 質量標準管理マニュアル承認申請書 (様式 1)
- ② 質量標準管理マニュアル
(※: 標準供給体系図、質量標準管理規則、質量標準管理細則、質量標準器一覧表、質量標準器管理台帳、質量比較器一覧表、質量比較器管理台帳、検査室配置図、各種観測紙見本)
- ③ 基準器検査成績書の写し
- ④ 貸借契約書の写し (基準分銅等を借用する場合)
- ⑤ 外注先の質量標準管理マニュアル及びその承認書 (分銅の調整等を外注する場合)
- ⑥ 主たる事業区域を管轄する知事等の承認書の写し (新潟県以外の事業区域において、既に承認を受けている場合)

審査の上、適正と判断された場合は、承認書を発行し、受付印を押印済みの申請書と提出書類一式とともに交付します。

< 2 変更の届出 >

質量標準マニュアルの記載事項に変更が生じたときは、次の書類を提出してください。

(2 部提出。審査後 1 部返還します。)

- ① 質量標準管理マニュアル変更届 (様式 2)
- ② 承認申請の際に提出した書類のうち、変更に関わるもの一式

< 3 廃止の届出 >

実用基準分銅の使用を取りやめる場合は、「質量標準管理マニュアル廃止届 (様式 3)」を提出してください。(2 部提出。受付後 1 部返還します。)

※ 質量標準管理マニュアルの承認基準について

① 標準供給体系図

標準分銅から校正される実用基準分銅までの標準供給の流れが体系化された図となっていること。その図には、標準分銅として使用される分銅の種類、測定に使用する比較器の種類及び性能等が判断できるように書かれていること。

② 質量標準管理規則

管理責任者、管理者及び調整等を行う者をひとかたまりとした組織作りがされていること。また、誰がもしくはどの部門またはどのような資格者が行うか規定されていること。

実用基準分銅の検査結果、標準分銅及び比較器の保守に関する検査結果の報告が間違いなくなされるように確立されていること。

標準分銅、比較器及び実用基準分銅の保守及び管理について適切な処置が規定されていること。

③ 質量標準管理細則

検査の項目として、標準分銅、実用基準分銅及び比較器に関わる公的な検査または自主的な検査がそれぞれの性能を維持するために規定されていること。

実用基準分銅の調整等を行う手順は、測定回数も含めて精度を充分確保できる内容になっていること。また標準分銅、実用基準分銅及び比較器の取扱いについて注意すべき事項が規定されていること。

実用基準分銅の構造検査が規定されていること。

標準器及び比較器の保管、取扱い方法が規定されていること。

それぞれの検査結果等について処置の内容が規定されていること。

④ 質量標準器一覧表及び管理台帳

標準分銅、実用基準分銅の検査周期及び検査結果等がわかるように一覧表及び管理台帳が作られていること。

⑤ 質量比較器一覧表及び管理台帳

質量比較器の自主管理の規定を満足する一覧表及び管理台帳が作られていること。

⑥ 検査室配置図

検査台及び分銅格納庫等の種類、検査台、比較器及び分銅格納庫の配置、検査室の大きさ、窓及び出入り口等の見取り図、検査室の環境条件等を記載すること。

⑦ 各種観測紙見本

それぞれの検査に用いる観測紙の見本は、必要なデータが記入できるものとなっていること。

提出先及び連絡先

〒955-0046 三条市興野1-13-45

新潟県計量検定所 業務課

TEL : 0256-36-2243・2244 FAX : 0256-36-2249